

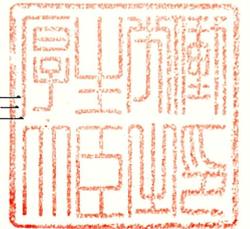
厚生労働省発雇均0325第4号

令和6年3月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）第9条第1項第1号の規定に基づき、  
別紙「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、  
貴会の意見を求める。

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る金融機関等に対する提出書類の追加

第二の床面積要件の追加に伴い、金融機関等に提出する書類について、要件の確認に係る書類を加えること。（第一条の十三第二項関係）

第二 勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の床面積要件の追加

勤労者財産形成住宅貯蓄契約における住宅の床面積要件について、勤労者が当該住宅の新築又は当該住宅で建築後使用されたことのないものの取得をした場合において、当該住宅が租税特別措置法第四十一条第二十一項各号に掲げるものであって、令和六年十二月三十一日までに建築基準法第六条第一項の規定による確認を受けたものであるときは、床面積が四十平方メートル以上とする要件を加えること。（第一条の十四第一号関係）

第三 施行期日等

- 一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。（附則関係）
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。